



あした  
**おもいやり明日へ**  
 Kindness for tomorrow

とも あんしん く  
**共に安心して暮らす**

しょう ふくしじょうれい  
 ～おもいやりの障がい福祉条例～



この条例は、「まちづくり自治基本条例」の基本理念やまちづくりの原則に  
 基づいて、先に制定された「子どもの権利に関する条例」と同様に、最もま  
 ちづくりに必要な要素としての「住民参加」を柱としています。

障がいの有無にかかわらず、奈井江町で共にまちづくりを進める対等な  
 パートナーとして、一人ひとりの尊厳を重んじ、相互に障がいへの理解を深  
 め合い、障がいのある人の自立を支援し、地域での役割を担い、誰もが分け  
 隔てなく、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

ないえ ちょう  
**奈井江町**